

第1章 【総 則】

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区六番町7番地日林協会館に置く。

(目的)

第3条 当法人は、森林及び森林関連分野並びに自然環境関連分野における技術者教育の発展及び当該分野における科学技術の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）技術者教育プログラムの審査に関する事業
- (2) 前項の他、JABEEに関わる活動の実施及びJABEEを支援する事業
- (3) 森林及び森林関連分野、並びに自然環境関連分野技術者の継続教育に関する事業
- (4) その他、当法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 【会 員】

(種別)

第6条 当法人の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、次の団体とする。

- (1) 森林並びに自然環境に関連する学協会
- (2) 森林並びに自然環境に関連する技術者教育又は研究を目的とする団体
- (3) 森林並びに自然環境に関連する技術の開発・向上、技術の普及啓発及び事業の発展・振興等を目的とする団体

3 賛助会員は、当法人の趣旨に賛同する法人とする。

(入会及び退会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得なければならない。

2 正会員にあっては、その権利を行使する者（1名に限る。以下、「指定代表者」という。）

を定め、会長に届け出なければならない。また、指定代表者を変更した場合には、速やかに変更届書を提出しなければならない。

3 会員は、退会理由が生じた時には、30日前までに会長に申し出て、当法人を退会することができる。

(会費)

第8条 会員は、毎年1口10,000円以上の会費を所定の期日までに納入する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、各号一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務はこれを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 【役員】

(役員等の種類及び人数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち若干名の副会長、専務理事1名を置くことができる。
- 4 前項の専務理事をもって一般社団・財団法人法上の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第13条 役員は、社員総会の決議により選任する。

- 2 理事のうち5名以内、監事のうち1名は、正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 財産及び会計の状況を監査し、監査報告書を作成すること
- (3) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席した社員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第18条 当法人に顧問を置くことができる。顧問は社員総会の決議によって会長が委嘱する。

- 2 顧問は会務に関し、意見を述べることができる。

第4章 【社員総会】

(種別及び開催)

第19条 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 通常社員総会は、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

3 前項の社員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第20条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員は、各々1個の議決権を有する。

(権限)

社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 合併・解散
- (5) 当法人の運営に関する重要な事項

(召集)

第22条 社員総会は、法令上別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第24条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第49条第2項の定めによる決議は、この定款に別に定めがある場合を除き3分の2以上の賛成を必要とする。

(書面表決等)

第25条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができ、議決権を行使した正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 【理事会】

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

(委員会の設置)

第35条 当法人は、事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定め

る。

第6章 【計算】

(資産の構成)

第36条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、社員総会の決議による。

(経費の支弁)

第38条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常社員総会において承認を得るものとする。

第7章 【事務局】

(事務局の設置等)

第42条 当法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、社員総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 【情報公開及び個人情報の保護】

(情報公開)

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第45条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により定める。

第9章 【利益の分配及び残余財産の処分等】

(利益の分配等)

第46条 当法人は、役員若しくは正会員等に対し、剰余金の分配等、特別の利益を与えることができない。

(残余財産の処分)

第47条 当法人が解散したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人のうちから、社員総会の決議により定める。

第10章 【定款の変更及び解散】

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会の決議その他法令の定められた事由により解散する。

第11章 【雑則】

(委任)

第50条 当法人の会務執行のために必要な規程は、社員総会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法、その他の法令に従う。

(付則)

この定款の変更は、平成29年5月18日から施行する。